

佐賀県告示第二十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十四年一月二十七日から平成二十四年二月二十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月二十七日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		
	区間	の変更前後の別	幅員延長メートル
一般国道 三八五号	神埼郡吉野ヶ里町石動字西二本杉二七六三番一地先から 神埼郡吉野ヶ里町石動字西一本杉二九七〇番一地先まで	後	四三・四 一〇・四
	神埼郡吉野ヶ里町石動字西二本杉二七六三番一地先から 神埼郡吉野ヶ里町石動字西一本杉二九七〇番一地先まで	前	四四・八 八・七
			一、〇四九・六
			一、〇四八・三